批評・紹介

藤田勝久著
史記戰國史料の研究

吉本道雅

一

獨自の資料を豐富に擁する點で、戰國史研究における『史記』の潛在的な資料的價値はなお絶大だが、『竹書紀年』との矛盾により、『史記』戰國紀年が無批判に利用しえないという周知の事實に代表されるように、『史記』戰國部分には資料學的檢討が不可缺である。とりわけ一九七〇年代以降の中國考古學の發展により、馬王堆『戰國縱橫家書』・睡虎地『編年記』・雙古堆『年表』など『史記』原資料の實態を窺わせる統一秦から前漢初年の出土書籍が獲得されたことは、研究の新展開を契機付けるものとなった。

本書はこれら出土書籍の分析によって獲得された所見を積極的に活用することで、『史記』戰國部分の檢討を試みたものである。本書の構成は次の如くである。

序　章　『史記』と戰國史研究
第一編　戰國史資料の基礎的研究
　第一章　『史記』と中國出土書籍
　第二章　『史記』三家注の『竹書紀年』佚文
　第三章　『史記』戰國紀年の再檢討—睡虎地秦簡『編年記』を手がかりとして—
　第四章　『史記』戰國系譜と『世本』
　第五章　馬王堆帛書『戰國縱橫家書』の構成と性格
　第六章　『戰國策』の性格に關する一試論—戰國故事と說話資料—
第二編　戰國七國の史料學的研究
　第一章　『史記』秦本紀の史料的考察
　第二章　『史記』趙世家の史料的考察
　第三章　『史記』韓世家の史料的考察
　第四章　『史記』魏世家の史料的考察
　第五章　『史記』楚世家の史料的考察
　第六章　『史記』燕世家、田敬仲完世家の史料的考察
終　章　史料學よりみた戰國七雄の地域的特色

第一編が『史記』およびその原資料の基礎的考察であり、第二編ではこれを受けて秦本紀・六國世家の個別具體的分析が試みられている。

二

趙世家の趙年代記利用を唯一の例外として、秦以外の年代記が『史記』編纂に利用された可能性はない。周本紀・世家を秦本紀と比較した場合にただちに看取される記述の貧困さは諸國年代記の利用を否定する。六國年表序の『秦記』以外の「諸侯史記」湮滅という證言は考察の基準となる。『史記』戰國部分の編纂過程については、秦年代記の實態とその利用の經緯が最重要の檢討課題となる。

本書第一編第三章はこの問題を扱う。

司馬遷は六國年表の序文で述べている「秦記」（秦國の記錄）の秦紀年によって秦本紀を作成し、つぎに秦國關係の記事を他國年表に分散・轉寫して六國年表を作成したと推測される。そしてさらに司馬遷は、この六國年表で得られた戰國紀年を『史記』世家の戰國紀年として利用したと考えられる。（一二〇頁）

は、『史記』戰國部分編纂に關する本書の基本的見解だが、先ず第一に、秦本紀・六國年表の原資料を同一視することは、同一の事件を異なった年次に繫ける事例や、事件の記載內容が矛盾する事例によってただちに否定される。秦本紀編纂後、『秦記』が獲得され六國年表編纂に利用されたものと考える。秦本紀・六國年表の矛盾につき、本章は、

秦本紀の誤りが後世の誤寫だけによるものではなく、その傳本過程においてすでに錯簡があったことを示している。（一一四頁）

と、錯簡・誤寫による說明を圖るが、一般的にありうる錯誤に基づく說明は、矛盾が秦本紀・六國年表の間に限って甚だしく出現するという事實に適合しない。第二に、六國年表↓世家の一般的先後關係も、現行の世家・六國年表を比較した場合に看取される、世家↓六國年表の先後が確言される事例を考慮すれば、やはり成立しない。『秦記』↓原六國年表↓世家↓現行六國年表なる編纂過程が推定される。第三に、本書は、

秦國の記錄に、秦國の事件と一緒に他國王の卒と新王の卽位が記してあれば、それによって他國年表の復元が可能であることを示しているのである。（一一一頁）

と、六國年表の秦以外の諸國紀年（國君在位年代）復元の材料として、『秦記』の薨卒記事を想定する。一二〇頁の「この六國年表で得られた戰國紀年を」云々はこれを指すが、『史記』魏紀年の甚だしい混亂にも關わらず、いくつかの事件の絕對年代が『竹書紀年』より推算されるそれに一致するという周知の事實は、『秦記』の絕對年代傳承の一般的な正確さを明示すると同時に、『秦記』にも少なくとも部分的に含まれ、同樣に正確な年次を傳承したはずの魏君薨卒記事が、魏紀年復元に基本的に利用されなかったことを示す。秦の隣國たる魏の記事さえ利用されぬ以上、諸國紀年の材料に『秦記』を一般的に想定することは決してできない。原六國年表の諸國紀年は、雙古堆『年表』乙種の如き、王名・年數を連ねた王名表が利用されたものと考える。

本書第二編第一章は、秦本紀を素材に『秦記』の具體像を追究する。六國年表序の『秦記』が秦本紀にも利用されたとする想定自體すでに支持できないが、秦本紀が利用した秦年代記に關わる分析として讀み替えるにしても、なおいくつかの疑義を呈せざるを得ない。例えば、文公期の記述につき、

文公時代の記載內容は、秦國の征伐・祭祀などの資料に偏っており、それは後世の大事記のように他國の記事をふくむ政治全般の資料ではない。（二五六頁）

とした上で、秦本紀・封禪書の祭祀關係記事の「類似」から、この部分が「史」「太史」の「本來は祭祀にかかわる記事に限定されて」（二五七頁）いたと論ずる。秦本紀の記述を原資料のそれと實質的に同一視するものだが、この部分が秦本紀に屬する以上當然あ

りえたはずの編纂段階における記事選擇（他國の記事の排除）の可能性が考慮されていない。魯世家が春秋經傳を丸寫ししたものではないことを想起すべきである。秦本紀・封禪書の祭祀記事にしても、秦本紀が「上帝」とする襄公の祭祀對象を封禪書が「白帝」に作るように、封禪書には五行說に基づく後代的な潤色が施されている。看取すべきは「類似」よりむしろ相違である。ここで指摘すべきは、秦本紀が利用した原資料がさらに、

孝公の時代から、しだいに王國としての機構と記錄の整備がなされ、それが惠文王の時代にいたって、實質的な紀年資料が充實してゆくことに結びついている（二五九頁）

と、秦の實際の記錄と實質的に同一視されていることである。想起さるべきは、『史記』秦紀年の靈公～獻公部分における矛盾である。先ずは『史記』內部の矛盾で、靈公十三年・簡公十六年・獻公二十四年なる秦本紀の年數を、六國年表・秦始皇本紀附載王名表は、靈公十年・簡公十五年・獻公二十三年に作る。本章はこれらを「秦本紀の誤寫」（二三三頁）と簡單に片付ける。確かに、秦本紀を引用する『冊府元龜』が十年に作る靈公十三年には、後代的な誤寫を確認できるが、王統變更を伴った簡公・獻公卽位については、年內改元（年數の一年增加）が考慮されねばならない。さらに『竹書紀年』によれば、『史記』秦紀年は抑も「敬公」一代を缺く不完全なものに過ぎない。この事實は、『史記』の利用した複數の秦年代記がいずれも統一秦滅亡後の二次的編纂物に過ぎなかったことを明示する。

趙世家は趙年代記などの趙系資料を利用する。「諸侯史記」湮滅なる六國年表序が證言する一般的狀況に對する唯一の例外である。『史記』が趙系資料を特に利用しえた經緯については、司馬談が趙人馮氏より得たものと顧頡剛がすでに推定している（「司馬談作史」、『史林雜識初編』、中華書局、一九六三）。趙世家を扱う本書第二編第二章は、「趙紀年は國內の情報が豐富な記錄であり、個人の情報による紀年資料とはおもわれず」（三〇六頁）と顧說を退けるが、魯年代記たる春秋經傳が武帝の博士官設置以前に民間（個人）に傳承され、秦年代記たる睡虎地『編年記』が屬吏級の人物に副葬されたことを想起すべきであろう。趙世家が利用した趙年代記も、一年一、二事程度の極く簡略なものであり、祖父が趙將、父が代相であった馮唐の家系が傳承しても何ら不思議はない。本章は、趙年代記が、「邯鄲で生まれ趙政と名のっていた、のちの秦始皇帝にかかわる資料として保存された」（三〇五頁）と獨自の見解を提示するが、その行論には疑義を呈せざるを得ない。秦始皇本紀「名爲政、姓趙氏」について、

ここで注目されるのは、生まれた子が當初、『世本』と同じように「趙政」と名のり、趙氏を姓としていたことである。これは始皇帝と、邯鄲に住む母方の一族との關係を示している。（二九八頁）

とある。「『世本』と同じように」云々は、苏泮林輯本「秦始皇政生於趙、故曰趙政、（史秦始皇本紀正義）」に基づくが、『世本』の文は、實は正義ではなく索隱「系本作政、又生於趙、故曰趙政、一曰秦與趙同祖、以趙城爲榮、故姓趙氏」の傍點部「政」だけであり、「生於趙、故曰趙政」は索隱の文である。苏泮林の誤認である。「趙政」についても、索隱は趙で出生したため、秦は趙と同祖でもともと趙氏であった、という二說を提示するのみで、始皇の母

が趙氏であったとは見えない。秦本紀「以造父之籠、皆蒙趙城、姓趙氏」を想起すれば、始皇本紀「姓趙氏」は秦趙同祖説に基づくものとなる。さらに「趙政」を始皇幼時の自稱とする根據も見出せない。

趙世家が利用した趙年代記も、趙の記錄そのものではなく、二次的編纂物であると思われる。趙世家肅侯二十三年（前三二七）「二十三年、韓擧與齊・魏戰、死于桑丘」の韓擧敗戰を『竹書紀年』は、魏惠王後元十年・韓威王（宣惠王）八年（前三二五）に繫ける。これは、趙年代記編纂の際に、王名表の肅侯の年數二十四年と、事件本來の年次二十五年とが矛盾したため、「二十五」の「五」を「三」の誤寫と解釋し、二十三年に繫けなおしたものである。肅侯二十四年の年數は、趙の記錄本來の年內改元に基づく肅侯二十五年＝武靈王元年が、傳承過程で脫落したものである。この作業は、『史記』以前の段階ですでに行われていたものと考えられる。というのは、韓表が宣惠王八年（前三二五）に「魏敗我韓擧」を繫けるように、『史記』は原六國年表作成の段階で、韓擧を韓將と誤認する一方で、本來の年次たる前三二五年はそのまま保存しているのである。原六國年表の參照が明白な趙世家編纂において、韓擧敗戰に關する全く異なった解釋に基づく年次變更が行われたとは考えがたい。肅侯二十三年への繫屬が趙世家編纂以前になされ、趙世家がこれを無批判に採錄したことを強く示唆する。趙世家が利用した趙年代記が二次的編纂物であったとすると、その編纂は、前漢初年の趙地でなされたものとなろう。代王であった文帝卽位を契機とする趙人の宮中進出（馮唐登用もその一環である）が、司馬氏の趙年代記獲得を可能にしたことは容易に推測される。この經緯に秦始皇の介在する餘地はない。

『春秋』『竹書紀年』が魯や晉・魏の直接關與しない記事を含むように、『秦記』もまた秦が直接關與しない記事を含むものであった。原六國年表編纂については、先ず『秦記』の秦紀年と王名表の諸國紀年に基づく共觀年表作成、『秦記』の記事の分配という過程が想定される。上揭「魏敗我韓擧」は、趙表に置くべきものを韓擧を韓將と誤認し、韓表に置いたものである。

六國年表の秦以外の諸國の記事につき、本書第一編第三章は、

六國年表には、直接的に秦國との交渉を示す記事以外の事項も存在するが、その事項は秦國においても重要な意味をもつ各國の大事に限られ、秦國においても知りうる情報であったと推測される。（一一〇―一一一頁）

とする。「重要な意味をもつ」「知りうる」は、有效性の乏しい枠組みといわざるを得ない。「重要な意味」の有無など明白には判斷しえない。「知りうる」については、例えば、秦始皇本紀「二十二年、王賁攻魏、引河溝灌大梁、大梁城壞、其王請降、盡取其地」は、秦自身が「知りうる」材料であるはずだが、魏世家論贊の、

太史公曰、吾適故大梁之墟、墟中人曰、秦之破梁、引河溝而灌大梁、三月城壞、王請降、遂滅魏、

との表現の共有から、これが秦自身の記錄ではなく、太史公採集の口碑に由來することが確認される。この事例は、「知りうる」の無效性を雄辯に物語る。個々の記事の內容だけを孤立的に採り上げて、それを第一次的に記錄した國を特定することは不可能である。

六國世家を扱った本書第二編では、韓世家に「韓の紀年資料」（三二三頁）、魏世家に「系譜資料に附隨する情報」（三六〇頁）、燕世

家に「燕系譜に附隨する大事」（四三一頁）、田世家に「斷片的な姜齊の大事記」（四四五頁）「あるいは魯を中心とする記事」（四四六頁）など、秦年代記（および趙年代記）以外の材料を『史記』が利用したとするが、いずれも六國年表に見えるこれらの記事が『秦記』に由來しない證據はなく、六國年表序の「諸侯史記」湮滅という證言を尊重する限り成り立たない主張である。特に「魏內部にかかわる記述」（三五九頁）とされる魏世家武侯二年（前三八五）「城安邑・王垣」・惠王十五年（前三五六）「魯・衞・宋・鄭君來朝」は、『竹書紀年』武侯十一年（前三八五）・惠王十四年（前三五六）にも同じ內容が見え、魏世家の繫年は絕對年代は正しいが、魏君の年次としては誤っている。『史記』が獲得した段階で魏紀年に從わなかったことを明示する。これら獨自資料の想定は、秦が直接關與しない「魏內部にかかわる記述」や、「東方諸國との關係を記す」（三二三頁）記事は、秦にとって「重要な意味をもたず」「知りえない」という判斷なのであろうが、「重要な意味」「知りうる」の無效性は上述の如くである。この判斷は、一方では『秦記』を實質的に秦の實際の記錄と同一視することにも支えられているが、上述の如く『秦記』は前漢以降の二次的編纂物であり、從って秦以外の諸國年代記に由來する記事の採錄は當然豫測される。上掲の『竹書紀年』に近似する魏世家・魏表の記事などは、魏年代記から『秦記』に採錄されたものに相違ない。『秦記』の秦紀年から『史記』の段階で再び魏紀年に換算されたが、その魏紀年が基づく魏王名表が錯誤していたのである。假に特定の記事が秦にとって「重要な意味をもたず」「知りえない」ことが證明できたとしても、そのことは『秦記』以外の材料の利用を意味することにはならない。原資料を想定する場合はより包括的なものほど有效性が高い。『秦記』の假構された屬性に合わない記事に一々獨自資料を想定するならば、最後には記事ごとに原資料が異なるといった無意味な結論に陷りかねない。

魏世家を扱った本書第二編第四章の、「東方に進出する武侯・惠王期には趙紀年が多くなり」（三五八頁）にも同樣の疑義を呈しうる。秦が直接關與せず、趙關係の記事が多いことから、これらを「趙の情報によるもの」（三五六頁）とするが、秦が關與せず、趙に關わる記事が、それゆえに『秦記』に由來しないということにはならない。むしろ注目すべきは、趙世家が成侯五年（前三七〇）に繫ける懷の戰を、魏世家が惠王二年（前三六九）に繫けるなどの矛盾であり、魏世家の趙關係記事が趙年代記とは別個の來源、すなわち『秦記』に由來することを明示する。「魏世家には記述されていない魏關係の記載が、なお趙世家にいくつかみえること」（三五六頁）も、著者の評價とは逆に、魏世家が趙年代記を基本的に參照していないことをむしろ傍證する。

三

『史記』の原資料には、系譜と王名表がある。系譜は國君の諡・先君との續柄を、王名表は國君の諡・年數を基本的な要件とする。秦始皇本紀附載王名表「襄公立、享國十二年、……生文公」の如く兩者が複合する材料もあるが、『史記』は基本的に系譜・王名表を個別に獲得し、本紀・世家編纂段階でこれらを結合している。例えば、秦本紀に「女防生旁皋、旁皋生太几、太几生大駱、大駱生非子」とあり、非子（秦嬴）の事績を記したのち、「秦嬴生秦侯、秦

侯立十年、卒、生公伯、公伯立三年、卒、生秦仲」と續くが、「秦侯立十年、卒、生公伯」が、「秦侯生公伯」に「立十年、卒」を挿入したことは明白である。秦本紀のこの部分は、少なくとも女防まで遡る「A生B」の書式で一貫した系譜に、秦侯以降の王名表の年數を結合しているのである。『史記』における系譜の利用は、つとに『漢書』司馬遷傳論贊が、『世本』採錄を推定している。本書第一編第四章は、『史記』戰國部分が利用した系譜と『世本』を扱う。「各國の系譜を記した資料」を「系譜資料」と定義する（一三〇頁）が、以下では不可解な記述に逢着する。一三六頁では、系譜資料の三つの形態の一つとして、

Bは、『春秋』「秦記」のような一國の大事紀年資料であり、ここではこの外交記事から他國の君主系譜が復元できる。

とあるが、『春秋』は國君の薨卒だけで、續柄は記さない。「君主系譜が復元できる」はずはない。一三七頁は、雙古堆『年表』乙種を「複數諸國の系譜」とするが、同頁に「君主の諡號と在位年數を記した譜牒のようなもの」とあるように、やはり續柄を記さず、「系譜」ではない。系譜・王名表の區別、あるいは王名表なる原資料の形態を意識していないのである。王名表なる原資料の形態を想定することは、とりわけ『史記』戰國紀年の矛盾解明に極めて有效だが、「一年前後の紀年の相違は誤差のうち」（一二七頁）とされる著者には確かに無用のものかもしれぬ。「系譜資料」定義の不確かさは、第二編の具體的作業に深刻な影響を及ぼしている。例えば第二編第一章の秦本紀分析では、

秦侯から以後の記事は、これまでの古傳說部分とは異なり、秦君の在位年數と、若干の記事が記されている。これは秦本紀における系譜資料の始まりである。（二三七頁）

とある。上掲の女防に遡る系譜が非子（秦嬴）以下のそれと一貫した書式をもつことを無視している。女防～非子の系譜については、「秦・趙兩國に關連する資料」（二七〇頁）とするが、秦趙同祖說が、趙世家が秦・趙の祖を蜚廉の子惡來・季勝とするのに對し、秦本紀では惡來・季勝とは別の蜚廉の子惡來革を秦の祖とする點、「ほぼ同內容」（二八〇頁）とは決していえず、むしろ趙世家編纂段階で最終的に確定したことを考慮すべきであろう。

茆泮林の『世本』輯本を無批判に用いるのは危險である。上掲の「秦始皇政生於趙、故曰趙政」の誤認のほか、「靈公立十年」「元獻公立二十二年」「武烈王十九而立、立三年」の年數は、秦始皇本紀附載王名表の本文を踏まえた索隱「紀年及系本無蕭字、立十年、表同、紀十二年」・「系本稱元獻公、立二十二年、表同、紀二十四年」・「系本作武烈王、十九而立、立三年、本紀四年」（「三年」は王名表「悼武王生十九年而立、立三年、渭水赤三日」の「三年」を索隱が在位年數と誤認）を誤讀したもので、『世本』の文ではない。さらに、秦本紀索隱「秦自宣公已上皆史失其名、今按系本・古史考、得繆公名任好」「（共公）名貜、十代至靈公、又並失名」「（獻公）名師隰」「（孝公）名渠梁」「（惠文王）名駟」「（武王）名蕩」「（昭襄王）名則」「（孝文王）名柱」「（莊襄王）名子楚」などは最初の一條に注目すれば、『世本』の文とすべきである。注釋なるもの個々に出典を明示するわけではない。出公以前に春秋經傳に諱の見える繆公～共公にのみ名を記し、さらに『竹書紀年』の「敬公」が『史記』と同じく見えないなどは、『史記』の利用した秦年代記に共通する狀況であり、『世本』編纂がやはり統一秦以前に遡

りえないことを示唆する。

第一編第四章はさらに『史記』戰國系譜を分析するが、例えば、「韓・魏・楚の系譜では、趙敬侯元年の以前においても、それぞれ君主の諱を記し」（一四六頁）の韓・魏に關わる所見は問題を孕む。『史記』が利用した韓・魏系譜は本來諱を記さぬものであったと考える。趙敬侯元年（前三八六）以前では、韓表は景侯「虔」だけを例外的に記す。韓表武子元年索隱に「武子啓章生景侯虔」とあり、現行韓表の「虔」は索隱の注記が本文に竄入したものとなろう。韓世家が景侯の諱を「武子卒、子景侯立」に記さず、「景侯虔元年」と異例の記法を採るのも「虔」の竄入を傍證する。韓世家ではさらに、「子列侯取立」とある。衍字でないにしても、韓世家の前後の系譜に諱がないのであるから、「趙敬侯元年の以前においても、それぞれ君主の諱を記し」と、韓系譜一般を評價することはできない。襄王（前三一一―前二九六）「倉」は、秦本紀惠文王後元十年（前三一二）に「韓太子蒼來質」と見え、釐王「咎」は、類似の說話が韓世家に引かれる『戰國策』韓策二に見える。襄王・釐王の諱が韓世家に見えるのはこれら系譜以外の材料から補ったものとなろう。魏についても魏表は文侯の諱「斯」だけを記し、やはり魏世家集解「徐廣曰、世本曰斯也」の如き『世本』に基づく注釋が竄入した可能性が大きい。魏世家の文侯「都」は同樣に竄入された「斯」が誤寫されたものであろう。武侯「擊」・惠王「罃」は、魏世家文侯十三年「使子擊圍繁・龐、出其民」・二十五年「子擊生子罃」に見え、『秦記』から補われたものとなろう。

趙についても、「「敬侯」「肅侯」は『世本』だけが名を記している」（一四〇頁）とあるが、趙世家武公十三年「趙復立烈侯太子章、是爲敬侯」に敬侯「章」が見え、一方、武靈王の諱は『史記』に見えず、趙世家索隱に「名雍」とある。茆泮林はこれも採錄しないが、同じく趙世家索隱に「系本云（肅侯）名語」との書式の一致から、明らかに『世本』の文となる。『史記』趙世家系譜の諱は、桓子が無く、獻侯「浣」・烈侯「籍」を經て、武公が無く（武公は『秦記』の中山武公の竄入）、敬侯「章」・成侯「種」を經て、肅侯・武靈王が無く、惠文王「何」・孝成王「丹」・悼襄王「偃」・幽繆王「遷」・代王「嘉」に至る。肅侯・武靈王の諱を缺くことに注目すれば、諱を伴う系譜は武靈王より以後のものしか傳承されなかった可能性がある。獻侯・烈侯・敬侯・成侯にはいずれも卽位時の紛爭が傳えられ、魏世家惠王元年「初、武侯卒也、子罃（惠王）與公中緩爭爲太子」の如き系譜とは別種の材料が趙年代記編纂に利用された可能性が強い。惠文王「何」も、武靈王二十五年「惠后卒、使周袑胡服傅王子何」の年代記的記述に見える。諱を伴う趙系譜の存在は、孝成王（前二六五―前二四五）以後にようやく確言できるということになる。

『史記』秦・三晉・燕系譜の諱の缺如に對して、楚系譜の諱が揃っているのは、實は、周・姜齊・魯・衞・宋・晉・鄭など西周以來の王侯系譜と共通する。加えて姜齊・晉・楚では世家・表で諱の用字などが異なる事例があり、複數の系譜の存在を示唆する。こうした系譜の充實は、これらの諸國が春秋經傳で活躍すること、逆に秦・燕などが春秋經傳にほとんど登場しないことを想起すれば、春秋家の編纂・傳承に係る材料であった可能性が大きい。

司馬遷が三晉・楚を中心とした各國系譜資料に依據したもので、秦は「秦記」で補足できたが、燕・齊は十分に補足・修正

できなかった（一四七頁）

が系譜に關する結論だが、田世家系譜は悼子・侯剡の缺落という重大な缺陷を孕みつつも、收錄分には諱を揃えており、その點ではむしろ三晉系譜に勝る。「三晉・楚を中心とした」という所見は支持しえない。田齊を低く見積もるのは、年數の混亂に基づくが、年數を傳承するのは系譜でなく王名表である。完全だった系譜が王名表に歩み寄った可能性が大きい。兩者の區別がやはり意識されていないのである。

問題が多いとされる魏系譜においても、魏文侯・武侯をのぞけば、惠王・襄王・哀王の在位を、惠王・惠王の改元・襄哀王の在位と修正することによって、大きな差異はないことになる。（一四六頁）

は、年數を問題にしている以上、やはり王名表に對する評價となるが、「三晉・楚を中心とした」という所見を導くため、「大きな差異」を過小評價する點は無理が甚だしい。

四

『史記』戰國部分は、現行本『戰國策』類似の說話を多く採錄する。『戰國策』については、その原資料の形態を彷彿させる馬王堆帛書『戰國縱橫家書』が獲得されたが、本書第一編第五章はこれを扱う。『戰國縱橫家書』は書式・用字から、先ず1～14・15～19・20～27の三類に分かれる。その構成については、

第一・二類の故事は國別でおおまかな年代順に編集されており、また第三類の故事は、年代順には配列されていないが、國別に故事が收錄されている（一六八頁）

とある。第一類は、1～7に「燕王」、8～14に「齊王」「齊」が見えるので確かに國別である。ところが、第二・三類についての議論はほとんど不可解である。

第二類は、一五、一九章が秦の封君・穰侯にあてられたものであり、一七章は秦の起賈が受信者である。また一六章は魏王への進言で、一八章は趙太后と臣下との對話である。したがってここでも受信者に注目すれば、第二類は秦・魏・趙三國の國別に故事を編集しているとみなすことができる。（一六二頁）

受信國は15秦・16魏・17秦・18趙・19秦であり、「秦・魏・趙三國の國別に故事を編集しているとみなすこと」はできない。第二類の主題は、15秦の對魏戰、16秦魏連合の對韓戰、17秦魏連合の對齊戰、18秦の趙攻擊・趙の齊への求援、19秦の對齊戰、となる。第二類を完結したものとして、その配列に意味を見出すならば、秦の三晉侵攻（15～18）・秦齊對峙（17・18）・秦の齊侵攻（19）という推移が看取される。この「推移」は、各章の斷代からいえば容認しがたいだろうが、今日水準の年代學的所見を無媒介に適用して「年代順」の有無を論ずることは抑も無意味である。第三類についても、一六三頁の圖に從ってその受信國を記すと、20燕・21趙・22齊・23楚・24韓・25秦・26魏・27趙となり、「國別」の編集とはやはり程遠い。發信者・受信者の視點から離れてみれば、22～27の全てが實は楚に關わることに氣付く。一六三頁が22章を齊に置くのは、同じ說話を田世家が收錄するためだが、著者も譯注者に名を連ねる『馬王堆帛書戰國縱橫家書』（朋友書店、一九九三）二八九頁では、齊との關連の少ないこの說話を田世家に編入することの不當を主張する馬雍說を引き、二九五頁は「（そこで蘇秦は、楚の）陳軫につぎの

ように進言した」と譯する。內容からいえば『戰國縱橫家書』は、蘇秦の燕・齊への獻策を集めた第一類、秦の三晉・齊侵攻に關わる第二類に、第三類が附加されたものとなる。第三類の20・21章は第一類への補遺で、22～27章が楚に關わるものを集めたのは、長沙馬王堆出土のこの帛書が楚地で編纂されたことに由來するものであろう。

一六八頁の所見は、第一類の屬性を第二・三類に強要するものである。第一類にしても、一六八頁は「書信・奏言・對話の基本形」と一括するが、對話の場合、少なくとも一方の發言は自身には記錄しえず、書信・奏言と對話とはすでに編纂・傳承のありかたが相違する。果たして、第一類唯一の對話篇たる5章は、冒頭から尾生・曾參・伯夷を連ねるが、この三人がまとまって登場する事例は、『韓非子』守道篇にようやく見出される。同篇は前二三三年に卒した韓非の「比較的早期の後學のもの」(町田三郎『韓非子』、中央公論社、一九九二)とされる。5章の後代性は明らかである。

第一類を「受信國側の記錄をもとにする」(一七〇頁)とする推論が成立するには、この種の機密外交に關わる「文書」(一七一頁)が整理公開され、一般の閲覽に供せられていたとでもせねばならず、ありうることとは思えない。抑も語彙や句法からいって、第一類が前二九四年以前の記錄そのものであったかは疑問である。例えば、ここで常用される「三晉」は、在來文獻では、『墨子』魯問・『商君書』徠民・『呂氏春秋』知分・『韓非子』初見秦・外儲說左上など、ごくわずかな事例が、戰國晚期以降にようやく見出されるのであり、そのことは第一類の書信・奏言が二次的に創作された可能性を強く示唆する。發信者・受信者いずれの側の記錄かという設問自體、餘り意味をもたぬことになるが、この點を讓るにしても、掲げられたいくつかの論據は、むしろ發信者側の立場を反映することを強く示唆する。1章「自趙獻書燕王曰」の如く、第一類は、13章の韓賁以外、發信者の名を省略する。この事實は、發信者が蘇秦であることを自明の前提とする發信者側の立場を反映するものに他ならない。燕・齊の受信者側の記錄ならば、「燕王」「齊王」は不要であり、發信者名こそ記錄されたはずである。受信國別の編集も、個々の章の年代がすでに不明であった編纂者にとって唯一可能な配列基準だったからである。「秦・齊が帝號を稱した時期と、その後の齊の敗北などを中心とする」在來文獻未見の內容をもつ「戰國中期の合從連橫の情勢を研究する重要資料」たること、「『史記』『戰國策』の蘇秦・蘇代の混亂を修正できること」(一七七頁)など第一類の「史料的價値」が、「受信國側の記錄」という評價を心理的に支えているように思われる。秦本紀の原資料を秦の實際の記錄と實質的に同一視し、「國內の情報が豐富」な趙年代記が「個人の情報」ではありえないとする上述の所見に呼應する。國家的記錄でなければ信賴できないという發想には問題を感じる。

本書第一篇第六章は『戰國策』を扱う。

紀年に簡略な事件・大事を記す形式は「紀年資料」とし、獨立した記事を「記事資料」として區別する。さらに記事資料は、書信・奏言・對話などの形式で、歷史背景をもち比較的信賴できるとおもわれる資料を「故事」とし、書信・奏言の形式ではなく、いくつかの話を要約する形式を「說話」としておく。

(一九〇頁)

とあるが、「故事」の定義は抑も本章においてさえ、「說話形式の

故事」（二〇二頁）などとあり不可解である。「比較的信頼できるとおもわれる」は客觀的な基準たりえない。「書信・奏言」に「歴史背景、結末、教訓を附加した」（一六八頁）ものと附加以前のものの雙方が現存する場合、後者を本來のものとみなしうる事例があることは確かだが、そのこと自體は「書信・奏言」形式の一般的信頼性を保證するわけではない。類似の說話が蘇秦列傳に採錄される『戰國策』齊策一112・楚策一167・趙策二218・魏策一272・韓策一347・燕策一408（姚本の編號は香港中文大學中國文化研究所『戰國策逐字索引』、商務印書館、一九九二に據る）の蘇秦の「奏言」は、『戰國縱橫家書』によりその僞作が決定的になった。『戰國縱橫家書』第一類が史料的價値をもつという事實と、「書信・奏言」形式を採るという事實とが無媒介に同一視されているのである。第一類の史料的價値は實は、その形式ではなく內容に存する。「信頼できる」か否かが單に形式から決定されるのであれば、韓非・李斯の正に「奏言」の形式をもつ『韓非子』初見秦・存韓二篇の眞僞が今なお議論されるはずはない。

この時期は、各國が王號を稱すると同時に、領土國家の形態となって國境の防衛が問題となり、國策や外交が重視されるようになったと考えられる。そのため趙・秦などでは、紀年形式の記錄が充實し、また魏においても紀年形式の資料が傳えられている。このような情勢からみれば、王室では記錄類の一環として、國策・外交の文書が整えられ始めたとしても不自然ではなかろう。……このように想定すれば、戰國中期以降に各國の戰國故事が增加してくる原因を說明できると思われる。（二〇六頁）

は、『戰國策』全書の理解に關わる。「戰國故事」のみならず、各國の「紀年形式の資料」の成立をも「戰國中期以降」の專制國家形成に呼應した現象とする發想だが、繆文遠『戰國策考辨』（中華書局、一九八四）に從うならば、斷代可能な二九八章のうち、前三二九—前二八〇年に屬するものが一八五章（六二・一％）を占め、前三三〇年以前の四五章（一五・一％）・前二七九年代以後の六八章（二二・八％）を大きく引き離している。『戰國策』の說話を成り立たしめた「遊士」の過渡的性格に正に呼應するものである。「遊士」は戰國中期の轉換期、專制國家形成の初發段階に際して出現・活躍したが、一定の成熟を急速に達成した專制國家は速やかに「遊士」排除に轉じている。『戰國策』說話の年代的分布は、この「遊士」の盛衰に正しく對應する。前二七〇年代以降に斷代される說話の減少は、『戰國策』の素材が專制國家の「文書」とは別の範疇に屬することを明示する。

『漢書』藝文志が『戰國策』を六藝・春秋に收めることを、「規範ともなり、教訓ともなる書籍に位置づけられている」（二〇八頁）と評價するが、春秋家への收錄それ自體は春秋經傳に準ずる經書たるの價値を意味しない。劉向書錄も「不可以臨國教化」と明言する。劉向が『戰國策』に認めた價値は、「其事繼春秋以後、訖楚・漢之起、二百四十五年閒之事皆定」とあるように、春秋期に引き續く戰國期の「事」を知るのに便利だという以上に出ない。藝文志「記春秋後」も同じ評價を示す。史部の範疇がないため、藝文志は史書の類を春秋經傳の參考書と位置づけ春秋家に暫定的に收めたに過ぎない。同じく春秋家に屬するものの、系譜などを卽物的に記しただけの『世本』に「規範」「教訓」を見出しうるであろうか。さ

らに、「『戰國策』に諸子と共通する説話がみえていたこと」（二〇八頁）につき、「漢代では戰國故事と説話資料との性格が混同して理解され」（二〇九頁）たとするが、兩者の區別が不明確なことは上述の如くである。「書信・奏言」形式が一條として認められない『國語』が春秋家に收められていることを想起すべきであろう。

本章は姚本・鮑本を比較し、鮑本に劉向本の「當初からの配列を傳えている可能性」（二一五頁）があることを主張するが、その論據は不可解といわざるを得ない。まず、

それは昭王4・5の蘇秦にかかわる故事で、これを『史記』蘇秦列傳にしたがって編年すれば、姚本のように魏襄王あたりに配列しなくてはならない。ところが鮑本注は、獨自に昭王期の配列とし、これは司馬遷が述べる別の年代に編年された蘇秦資料に屬するとおもわれる。（二一五頁）

とある。鮑本昭王4・5は、姚本魏策一275蘇秦拘於魏章・魏策二297五國伐秦章だが、275は蘇秦列傳に蘇代の故事として見え、鮑彪は「蘇傳有」とこれを認知し、蘇秦列傳に從って「蘇秦」を「蘇代」に改める。297「五國伐秦」につき鮑彪は、「成皐之役、此（昭王）十年（前二八六）」と注記する。これは趙策四247齊欲攻宋章「李兌約五國以伐秦、無功、留天下之兵於成皐」によって六國年表の齊滅宋の年次前二八六年に暫定的に繫けたものに過ぎない。297は「謂魏王曰」と、話者の名を記さず、鮑彪は「此非蘇代不能也」と注する。鮑本が275・297を蘇代の言論として昭王4・5に繫けるのは、蘇秦列傳の蘇秦・蘇代の年代觀に忠實に從うものである。さらに二一五頁は鮑本安釐王1～6が、「ほぼ年代順であり」、「宋代の學者が認識できない情報」に基づくとするが、これも不可解である。安釐王1～3は華の戰に關わり、1の「圍大梁」は魏世家安釐王二年（前二七五）に「軍大梁下」と見え、3は四年（前二七三）に、4～6は十一年（前二六六）に見える。1～6の配列は、「宋代の學者が認識できない情報」ではなく、魏世家に專ら基づく。そのことは1「事在此二年」・3「記四年有」・4「記十〔一〕年有」・5「十一年有」・6「記有、與上二章相次」なる鮑注に明示される。姚本ではなく鮑本が劉向本の「當初からの配列を傳えている可能性」を主張するのは、姚本が「混亂」し、「國別・年代順に留意して編集した」（二一五頁）という劉向書錄に矛盾するという認識に基づくが、劉向書錄に「臣向因國別者、略以時次之、分別不以序者以相補、除復重、得三十三篇」とあるように、劉向段階ですでに、「不以序者」すなわち時代順に序列しかねる章があったのである。今日的な年代學的議論を無媒介に適用して、姚本章次の「混亂」を檢證しても、その「混亂」を劉向本がすでに內包していた可能性を否定することはできない。抑も姚本章次は實際に「混亂」しているのであろうか。魏策各章の主要な登場人物に注目すると、264A知伯、264B～268文侯、269武侯、270・271公叔痤、272蘇秦、273張儀、274田嬰、275蘇秦、276陳軫、277～285張儀、286～298犀首、299～303A惠施、303B・304蘇代の如く、同一人物に關わる章をまとめるという一つの配列基準が看取される。他の配列基準も無論複合しており、272蘇秦・273張儀の二章は、『史記』蘇秦列傳・張儀列傳に近似の說話が收錄され、合從連橫總論としてここに置かれたものであろう。劉向の「略以時次之」は人物（あるいは事件・關係國）ごとに章を集め、『史記』列傳の如く、人物の大體の時代順で配列する程度の作業であったと思われる。『戰國縱橫家書』第一類の燕・齊の受信國別も類似の作

業となる。章ごとの完全な斷代など今日でもできないのであるから、劉向の「略以時次之」に章ごとの斷代を想定する方がむしろ不自然であろう。抑も『戰國策』が一般に章ごとに傳承されていたはずはないので、劉向から曾鞏に至る過程で、章次に混亂が發生するか疑問である。姚本章次の「混亂」は、現時點では具體的な證據を缺く想像といわざるをえない。逆にこのような事例がある。

〼燕而攻魏雍丘取之以〼
西齊軍其東楚軍欲還不可得也景陽乃開〼
師怪之以爲楚與魏謀之乃引兵而去齊兵〼
師乃還

張丑爲質於燕＝王欲殺之走且出竟＝吏得丑＝曰燕王所將殺我者人有言我有寶珠也王欲
得之今我已亡之矣而燕不我信今子且致我二且言子之奪我而呑之
燕王必將殺子刳子之
〼夫欲得之君不可說吾要且〼子腸亦且寸絕竟吏恐
而赦之

樓蘭 LA.II.ii 房址出土文書の一つであり、共伴する木簡・文書の紀年は、魏嘉平四年（二五二）から西晉永嘉四年（三一〇）に至る（林梅村編『樓蘭尼雅出土文書』、文物出版社、一九八五）。『戰國策』最古の寫本で、姚本の燕策三436齊韓魏共攻燕章・437張丑爲質於燕章に當たる。436の楚將景陽は楚世家考烈王六年（前二五七）にも見えるが、437の張丑は、齊策一97楚威王戰勝於徐州章〔『戰國策考辨』は前三三三に斷代〕・魏策一279張儀走之魏章〔擬託〕・魏策二301齊魏戰於馬陵章〔前三三三〕・韓策三394張丑之合齊楚講於魏章〔?〕・中山策454犀首立五王章〔前三二三〕に見える。張丑が景陽に先行することは明らかであり、年代順の「混亂」に當たるが、つとに魏晉寫本が劉向の章次を「混亂」したとは思われず、また姚本はこの章次を忠實に保存している。楚將景陽に關わる436を鮑彪が楚策に移すのは常識的判斷だが、實際には本來の國別を損なっていることになる。今日的な判斷で姚本國別の「混亂」を主張することの無意味さを明示する。

五

本書第一編第二章は、三家注引文を手がかりに、『竹書紀年』の「傳本過程」（六八頁）を考察するものだが、不可解な議論が多い。

集解引郭璞說を、『穆天子傳』注によるものとするが、七〇頁2の郭璞說は、『晉書』郭璞傳に「皆傳於世」とある上林賦注の引用である。司馬相如列傳の上林賦の部分に限って郭璞說を大量に引くことから容易に氣付かれる。郭璞が2で「汲冢竹書曰」、6・7で「紀年云」と書き分けることも2が『穆天子傳』注でないことに由來する。臣瓚が「汲冢古文」と專ら稱するように、本來『竹書紀年』はより一般には「紀年」を稱さない。『穆天子傳』注が特に「紀年」を稱するのは、『穆天子傳』もまた「汲冢竹書」だからである。

集解引徐廣說につき、その『竹書紀年』引文が「戰國魏の惠王以降に集中しており」「それ以前の佚文がみられない」ことを論據に、徐廣注は、東晉に傳えられた『竹書紀年』を利用することができたとしても、その傳本は戰國魏の一部資料に限定されていた（七二頁）

とするが、集解（七〇頁1・3・5）や南朝宋の范曄『後漢書』東夷列傳・西羌傳の『竹書紀年』夏～西周部分引用はこの所見を否定する。春秋部分だけ缺落したテキストを想定することはさらに不自然である。方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯證』（上海古籍出版社、一九八一）は『竹書紀年』佚文のうち晉紀六～四九の四四條を春秋期（春秋經傳の時代、前七二二―前四六八）に斷代するが、三家注が引くのは、晉紀一六（正義）・四一（索隱）・四九（正義）のわずか三條である。七二頁の指摘する晉世家索隱引『竹書紀年』六條は、七五頁22～25・28に加えて靜公二年條のものだが、最も古く斷代される22が前四五三年の記事であり、春秋期より後である。「春秋晉以降の記述」（七八頁）ではない。「比較的全體にわたる傳本」（七八頁）が利用しえたはずの索隱も春秋期には『竹書紀年』を一條しか引かない。『史記』春秋部分が春秋經傳・『國語』に專ら取材したため、三家注は、基本的にそれらに對する先行注釋を拔粹すればよかったのであり、『竹書紀年』を引く必要がなかったのである。晉紀一六は『帝王世紀』からの重引であり、四一は燕系譜、四九は「竹書云、宅陽一名北宅」と、春秋經傳に特に見えない情報である。注釋なるもの、關係資料を無意味に並べるものでは決してない。注釋者の見識・選擇を考慮すべきであろう。

索隱引王劭說を「數例」（七四頁）とするが、注釋を扱う場合留意すべきは、上述の『世本』引用に例證をみるように、重引の場合も出典を明示しないことが少なくないことである。例えば、

又紀年云、簡公九年卒、次敬公立、十二年卒、乃立惠公、（秦本紀索隱。「十二年」は「十三年」の誤寫）

王劭按紀年云、簡公後次敬公、敬公立十三年、乃至惠公、辭即難憑、時參異說、（秦始皇本紀索隱）

の二條の構文の近似から、秦本紀索隱の方も王劭說の節略たることが了解される。秦敬公の年數算出は、『竹書紀年』から簡公卒・敬公卒の記事を捜しだし、年次の差を求めるという煩雜な作業が必要である。後者で王劭說を利用し得た索隱が獨自に同じ作業をし、その所見が偶然にも近似の構文となったとは考えがたい。索隱の引く『竹書紀年』には、秦のほか、燕・宋・越・韓・田齊の紀年を示すものがあり、これらは『竹書紀年』の晉・魏紀年から二次的に推算して始めて獲得される。注目されるのは、これらの諸國の紀年につき必ず王劭の發言が見えることである。抑も索隱は、魏世家襄王十六年條において、『史記』の魏紀年を擁護し、『竹書紀年』のそれを全否定することで、戰國紀年に關する不見識を露呈している。索隱がいかに「探求異聞」（索隱序）を志向したとはいえ、信憑性を認めない『竹書紀年』をわざわざ繙き、得意でもない推算を獨自に行なったとは考えがたい。索隱の『竹書紀年』引文は、『隋書』王劭傳に「然其採摘經史謬誤、爲讀書記三十卷、時人服其精博」とある『讀書記』からの重引が殆どである可能性が極めて大きい。このことはなお煩瑣な論證を要するが、索隱の『竹書紀年』引文を無條件に索隱直接の引用とみなしえないことは了解されるであろう。

正義が集解・索隱を參照したとする（七七頁）が、「高平」に關わる七六頁14・15は、『括地志』引文に含まれるので、正義が集解を參照した事例にはならない。「殷墟」に關わる七六頁6は、指摘されていないが、同樣に、正義引『括地志』の『竹書紀年』引文が集解のそれと重複する事例である。七六頁13孟嘗君列傳正義「紀年云、梁惠王三十年、下邳遷于薛、改名徐州」は確かに魯世家索隱

「又紀年云、梁惠王三十一年、下邳遷于薛、故名曰徐州」と重複するが、13の次の正義「薛故城在今徐州滕縣南四十四里也」が『括地志』と同じ書式を採るところから、明示こそされぬものの、孟嘗君列傳正義の「薛」に關する注釋は、『竹書紀年』の引文をも含めて『括地志』の引用に係る可能性が極めて大きい。正義が孟嘗君列傳を注するに、遙かに隔たった魯世家索隱の引文を探し當てて重引することは可能性が乏しい。「共和」に關わる周本紀正義「明紀年及魯連子非也」を索隱「若汲冢紀年則云共伯和干王位」を受けたものとするのは、現行本正義に『竹書紀年』引文がないためだが、これは現行本に問題がある。正義に「魯連子云、衞州共城縣本周共伯之國也」とあるが、唐代の地名を含む傍點部が『魯連子』の文であるはずはなく、書式からやはり『括地志』の文となろう。現行本正義には大幅な脱簡・錯簡が確言され、「明紀年及魯連子非也」に呼應する『括地志』の『竹書紀年』引文が脱落した可能性が極めて大きい。

六

本書第二編の各章では、秦本紀・六國世家の「編集意圖」が考察される。この作業には、論贊・太史公自序を基本に、本文の「材料の配列・編集の手法」（二六三頁）が參照されるが、例えば宋世家論贊が公羊說に從って宣公を批判するのに對し、本文が『左傳』の君子說を引用して宣公を賞贊する周知の事例を想起すれば、論贊・本文に提示される「編集意圖」なり「歷史思想」（二六三頁）なりを一致するはずのものとして扱うことは甚だ危險である。『漢書』司馬遷傳は、『史記』が十篇を缺くと證言するが、劉知幾の未完成說（『史通』古今正史）に從えば、百三十篇の揃った太史公自序は、豫告編として本文の構想を記したものに過ぎぬということになる。太史公自序段階での構想と、出來上がった本文との矛盾が發生する場合も考慮せねばならない。さらに、『史記』論贊に對する劉知幾の「必理有非要、則強生其文」（『史通』論贊）なる評價は太史公自序にも妥當する。とりわけ世家自序は、十數個の四字句という限られた分量で、しかも「嘉伯之讓、作吳世家第一」の如く、「嘉××、作××」の書式に制約されている。內容より形式を優先するものであり、このことも、太史公自序から本文の「編集意圖」を讀みとることの困難を示す。果たして太史公自序に「嘉厥輔晉匡周天子之賦、作韓世家第十五」「嘉威宣能撥濁世而獨宗周、作田敬仲完世家第十六」とあるが、韓厥の「匡天子之賦」や齊威王・宣王の「獨宗周」は韓世家・田世家に見えない。太史公自序が提示する「編集意圖」が出來上がった本文に反映されていないのである。ここに限ったことではないが、『史記』の編纂の重層性、從って『史記』內部に內包される矛盾を看過・輕視してはならない。

本書序章には「諸國の歷史を復元するという目的」（六頁）が掲げられ、第二編の各章では、それが試みられているが、不可解な記述が多い。

例えば、第二章では趙につき、「武靈王時代の趙・秦關係は、比較的に良好で」「この時期の趙國では、主要な關心が中山國をめぐる北方に集中しており、秦國との戰爭はみられない」（二九七頁）とある。秦は前三二八年に魏の黃河以西の領土奪取を完了し、趙世家肅侯二十二年（前三二八）「趙疵與秦戰、敗、秦殺疵河西、取我藺・離石」とあるように、北上して趙と開戰し、「河西」を奪取す

るとともに、黄河東岸の「藺・離石」を攻略した。秦本紀惠文王後元五年（前三二〇）「王游至北河」・六國年表「王北遊戎地、至河上」によれば、この時點までに秦は「北河」に至る「戎地」、すなわち秦漢の「河南」、趙からいえば「河西」（「西河」）を回收し、惠文王が巡狩を行って支配を確認している。趙との對立はなお續き、趙表武靈王九年（前三一七）「與韓・魏擊秦」・十年（前三一六）「秦取我中都・西陽」・十一年（前三一五）「秦敗我將軍英」・十三年（前三一三）「秦拔我藺、虜將趙莊」と見える。前三一三年の記事からさらに、前三二八年に秦に奪われた藺を趙が奪回していたことを知る。前三〇七年の秦昭襄王卽位の頃から、趙世家武靈王十九年（前三〇七）「西至河」・二十年（前三〇六）「西略胡地、至榆中、林胡王獻馬」・二十六年（前三〇〇）「西至雲中・九原」と趙の西北進出が活潑になる。趙は秦から「西河」（「河西」「河南」）をも奪回している。そのことは、『水經』河水注に「秦昭王三年（前三〇四）、置上郡治」とある膚施が、趙世家惠文王三年（前二九六）に「滅中山、遷其王於膚施」と趙の支配下に移っていることや、二年（前二九七）「西遇樓煩王於西河而致其兵」と武靈王が「西河」で「樓煩王」（匈奴列傳「樓煩白羊河南王」の祖であろう）と會見していることから明らかである。このように見てくると、趙世家武靈王二十七年（前二九九）「主父欲令子主治國、而身胡服將士大夫西北略胡地、而欲從雲中・九原直南襲秦、……」も、それ自體は確かに「說話」（三一二頁）仕立てで「偵察」（二九七頁）を記すだけだが、武靈王期の西北方におけるむしろ熾烈な秦・趙抗爭を間接的ながら傳えるものというべきである。武靈王の個人的資質に負うところの大きかった趙の西北方進出は、前二九五年の武靈王弑殺で挫折し、「河西」（「河南」「西河」）は速やかに秦の奪回するところとなった。秦本紀昭襄王二十年（前二八七）「王之漢中、又之上郡・北河」は、「北河」に至る「河南」（「河西」「西河」）奪回がこの時點までに完了したことを示す。武靈王時期の西北方における趙の對秦攻勢が、趙世家に明示されないのは、これを明示することが、武靈王を弑殺し、秦への優勢を喪失した惠文王を批判することになりかねなかったからであろう。

第四章では魏につき、「文侯期の魏は、洛陽以西の一國にすぎず」（三六六頁）とあるが、『史記』が文侯元年―二十九年に當てる前四二四―前三九六（實際の魏文侯二十二―五十）年について、六國年表だけ見ても、魏は前四一九―前四〇八年の對秦戰爭で秦を洛水以西に驅逐し、前四〇八年には中山を征服し、前四〇〇年には三晉連合軍が楚を攻めて乘丘に至っており、魏が秦・楚・齊と對峙する中原の大勢力に成長していることは明らかである。さらに『竹書紀年』には、三晉連合軍が前四〇五―前四〇四年に周王朝の命を奉じて齊を大破したことが見え、『呂氏春秋』下賢はこれを正しく文侯の功績に歸している。前四〇三年の三晉諸侯公認が對齊戰勝利の報償であることはいうまでもない。文侯期の魏を「洛陽以西の一國」と貶めることはできない。逆に、惠王につき、

魏は、惠成王の改元前後に秦・楚・韓・趙・齊などと國境を接しており、これは魏が最大領域となったといえよう。（三六八頁）

とあるが、『史記』が惠王二―襄王元年に當てる前三六九―前三三四（實際の魏惠王元―三十六）年につき、やはり六國年表だけ見ても、前三六四年の石門の戰以降、魏は秦への敗戰を重ね、前三五四

年に黄河西岸の最重要據點であった少梁を失陷していることにも明らかなように、この時點で秦がすでに黄河以西の奪回を進行しつつある。「最大領域」には當たらない。さらに、前三三一―前三二八（惠王後元四―七）年の秦の大攻勢で、魏は黄河以西の領土を全く喪失する。

武侯・惠王期は衰退の時代ではなく、むしろ諸國と同じように領土國家に擴大しつつある時期であるとおもわれる。（三六八頁）

は惠王期の評價としてはとりわけ妥當を缺く。ここで氣付くのが「領土國家に擴大」という表現である。一體、「領土國家」は、春秋以前の「邑制國家」を克服し、秦漢「帝國」の原型となる、戰國時代の國家形態を指すものとして用いられてきた。支配平面の量的な大小のみならず、むしろ統治機構の官僚制化、社會支配の緻密化といった國制の質的な充實が含意された概念であったはずである。國制史上、本書でしばしば指摘される「戰國中期」の劃期性はまことに同感だが、ここで問題とすべきは、「領土國家」の國制整備と、「擴大」が實質的に同一視されていることである。「領土國家」以前の春秋期の諸侯國にも「勢力圏」「疆域」の擴大・縮小はある。戰國期においても同様であろう。國制の成熟と勢力圏（ないし領土）擴大とは必ずしも正比例しない。魏の勢力圏は、文侯・武侯期がむしろ最大であり、惠王期には擴大はすでに頭打ちの状態となり、秦の侵攻で縮小しはじめる。むしろこの頽勢に對應して、國制の整備が急速に進行したものと考える。

本書にはなお論評すべき點が多いと考えるが、ここでひとまず擱筆する。書評子の誤解も少なからずあろう。大方の批正を乞う次第である。

なお、本稿の一部は以下の拙稿を踏まえている。一部論旨の資料的根據などはこれらを參照されたい。

①「史記原始㈠西周期・東遷期」、『古史春秋』四、一九八七
②「史記述春秋經傳小考」、『史林』七一―六、一九八八
③「史記原始―戰國期―」、『立命館文學』五四七、一九九六
④「後漢書西羌傳の先秦史認識」、『東方學會創立五十周年記念東方學論集』、一九九七
⑤「孟子小考―戰國中期の國家と社會―」、『立命館文學』五五一、一九九七
⑥「三晉成立考」、『春秋戰國交代期の政治社會史的研究』、科研報告書、一九九八
⑦「秦趙始祖傳說考」、『立命館東洋史學』二一、一九九八
⑧「史記戰國紀年考」、『立命館文學』五五六、一九九八

一九九七年十一月　東京　東京大學出版會
A五判　五二〇頁　一五〇〇〇圓